

仕様書

第1章 総則

1条（適用）

本仕様書は、令和8年度 令和6年災 西保地区 農地施設災害復旧設計業務その1（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定めたものである。

2条（通則）

受注者は、本仕様書、石川県調査関係共通仕様書(令和5年1月一部改訂)、関係法規及び発注者の指示に基づいて作業を実施しなければならない。

3条（手続き）

受注者は、諸法規を遵守し関係官公署に対する手続きを遺漏なく行うものとする。

4条（資料の貸与）

受注者は、本業務を遂行するにあたり、発注者と協議のうえ、必要な資料の貸与を受けることができるものとする。

5条（秘密の厳守）

受注者は、本業務の内容、結果等を発注者の許可なくして部外に漏らしたり転用したりしてはならない。

6条（委託期間）

本業務の委託期間は契約締結日から令和9年3月31日までとする。

第2章 作業内容

7条（目的）

本業務は、輪島市内西保地区において、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨によって被災した農地・施設災害を対象に、災害復旧計画に必要な資料を整備するものである。

8条（作業従事者）

作業に従事する者は、対象作業の遂行に十分な経験を有するものでなければならない。

9条（業務範囲）

本業務の範囲は、輪島市内とし「別添 設計箇所図」による。

10条（作業内容）

（1）農地（田、畑）復旧設計 1式

① 現地調査

- ・現地調査

地区内を詳細に踏査し把握する。

- ・地耐力調査

コーンペネトロメーターによる地耐力調査を全域について行う。

- ・各種施設の取付標高

各種施設取付点の標高測量を行う。

② 資料の検討・収集

- ・資料の検討

実施設計のための貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、作業計画を樹立する。

③ 計画・設計諸元計画

- ・平面図作成

被災箇所的位置を示した平面図、縦断面図、及び復旧工法を記載した断面図、必要に応じて仮設図等の作成を行う。

④ 照査

- ・照査

照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。

⑤ 点検取りまとめ

- ・点検取りまとめ

各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。

（2）農業用施設（道路）復旧設計 1式

① 現地調査

- ・現地調査

地形図に概定ルートを図示し、主要構造物箇所、大盛土、切土地点を踏査し、工法、規模を検討する。

② 土工計画設計

- ・縦断面図作成

縦断面図、平面図を同一紙面上に作成する。

- ・横断面設計図作成

実測横断面図により、法面の安定対策工法等を検討し、横断面設計図を作成する。

③ 舗装計画・設計図作成

- ・舗装計画・設計図作成

既存施設との整合を図り、施工性等を考慮し、舗装厚等の設計を行い図面を作成する。

④ 工事数量計算

- ・土工、法面工等

設計横断面図により詳細数量を算出する。

⑤ 施工計画

- ・ 施工計画

工事施工の使用機械の種類、工程計画等基本的事項の計画を行う。

- ⑥ 照査

- ・ 照査

照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。

- ⑦ 点検とりまとめ

- ・ 点検とりまとめ

設計計算書、図面等の点検取りまとめを行う。（報告書作成含む）

（３）農業用施設（用水路）復旧設計 １式

- ① 現地調査

- ・ 現地調査

実施設計に必要な調査を行う。

- ② 資料の検討

- ・ 資料の検討

実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。

- ③ 設計計画

- ・ 基本条件の検討

詳細実測資料に基づき水理構造条件を決定する。

- ④ 平面縦断面図作成

- ・ 平面縦断面図作成

平面縦断面図に全タイプの位置及び断面の表示区分、安全施設、管理施設等を記入する。

- ⑤ 土工図作成

- ・ 土工図作成

土工横断面図を作成し、施工法区分（単価区分）毎の切盛土量、法面保護工長、用地幅等の詳細を記入する。

- ⑥ 数量計算

- ・ 数量計算

工区毎、施工法区分毎、タイプ毎のコンクリート、附帯工材料、仮設工材料等の詳細数量計算をする。

- ⑦ 施工計画

- ・ 施工計画

施工基本方針の検討、土工計画、コンクリート打設計画、工事用道路計画、仮排水計画、仮土留計画、全体工程計画等の作成をする。

- ⑧ 照査

- ・ 照査

照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。

- ⑨ 点検取りまとめ

- ・ 点検取りまとめ

数量計算の点検、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。

(4) 農業用施設（排水路）復旧設計 1式

① 現地調査

- ・ 現地調査

実施設計に必要な調査を行う。

② 資料の検討

- ・ 資料の検討

実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。

③ 設計計画

- ・ 基本条件の検討

詳細実測資料に基づき水理構造条件を決定する。

④ 附帯構造物

- ・ 附帯構造物

各構造物の詳細計算及び工法を決定する。

⑤ 平面縦断面図作成

- ・ 平面縦断面図作成

平面縦断面図に全タイプの位置及び断面の表示、タイプ区分、安全施設、管理施設等を記入する。

⑥ 土工図作成

- ・ 土工図作成

土工横断面図、施工法区分（単価区分）毎の切盛土量、法面保護工長を記入する。

⑦ 数量計算

- ・ 数量計算

工区毎、施工法区分毎、タイプ毎のコンクリート、附帯工材料、仮設工材料等の詳細数量計算をする。

⑧ 施工計画

- ・ 施工計画

土工計画、仮設備その他施工順序、施工方法、工程計画を作成する。

⑨ 照査

- ・ 照査

照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。

⑩ 点検取りまとめ

- ・ 点検取りまとめ

数量計算の点検、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。

(5) 農業用施設（パイプライン）復旧設計 1式

① 現地調査

- ・ 現地調査

実施設計に必要な調査を行う。

② 資料の検討

- ・資料の検討
実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。
- ③ 設計計画
- ・基本条件の検討
詳細実測資料に基づく水理構造条件を決定する。
- ④ 平面縦断面図作成
- ・平面縦断面図作成
詳細の平面縦断面図、管割図を作成する。
- ⑤ 土工図作成
- ・土工図作成
施工法区分（単価区分）毎の切盛土量、用地幅等を詳細記入した土工図を作成する。
- ⑥ 数量計算
- ・数量計算
土工、コンクリート、鉄筋、型枠、管、仮設工材用等の詳細数量計算をする。
- ⑦ 施工計画
- ・施工計画
区分毎の施工計画、工程計画を詳細に作成する。
- ⑧ 照査
- ・照査
照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。
- ⑨ 点検とりまとめ
- ・点検とりまとめ
数量計算の点検、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。

（６）打合せ １式

着手前１回、中間１回、最終１回とする。旅費交通費については、１２条に定めるとおりとする。

第３章 検査・協議・その他

１１条（検査）

受注者は各工程が終了する度に発注者の検査を受けて品質の確認を受けるものとし、指摘事項があった場合は速やかに訂正しなければならない。

１２条（旅費交通費）

打合せ並びに外業に要した旅費交通費は設計変更の対象とする。

旅費交通費の積算上の基地は石川県庁としているが、受発注者協議のうえ、実態に合わせて変更するものとする。

宿泊を行う場合は、宿泊情報（宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書）がわかる資料を発注者に提出すること。

発注者は、提出された資料の妥当性を確認のうえ、土地改良積算基準に記載の調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。

13条（協議）

作業中に本仕様書に記載なき事項が生じた場合は速やかに協議を行い、発注者の指示を受けるものとする。

また、現地の状況等により、構造計算等10条に定める作業内容範囲外の作業が生じた場合は、発注者と協議のうえ変更契約の対象とする。

第4章 成果品

14条 （納入成果品）

- | | |
|-------------------------|----|
| （1）報告書（現地写真含む） | 1式 |
| （2）その他発注者と協議のうえ必要と認めたもの | 1式 |
| （3）電子媒体 | 1式 |